

訪問看護ステーション カーサ 重要事項説明書 (介護保険用)

◆◆目次◆◆

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について
2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について
3. 提供するサービスの内容及び費用について
4. その他の費用について
5. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について
6. サービスの利用方法
7. 虐待の防止について
8. 身体拘束適正化について
9. 感染症対策について
10. 業務継続計画の策定等について
11. 個人情報の保護について
12. 事故発生時の対応
13. 緊急時の対応
14. サービス提供に関する相談、苦情について

株式会社 Faro (ファール)
(訪問看護ステーション カーサ)
事業所番号 3761690084

訪問看護ステーション カーサ 重要事項説明書 (介護保険用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社Faro（ファール）
代表者氏名	小西 正高
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目6番12号 電話：0877-85-3369 ファックス番号：0877-85-5636
法人設立年月日	令和元年 5月9日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション カーサ
事業所番号	3761690084
事業所所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目6番12号
連絡先	電話：0877-85-3344 ファックス番号：0877-85-5636
事業所の通常の事業の実施地域	丸亀市・善通寺市・多度津町・まんのう町・琴平町・三豊市・観音寺市

*サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の適正な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(又は要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。 また、営業日以外の日も必要に応じてサービスを提供します。
営業時間	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分 土曜 午前8時30分から午後12時30分 24時間連絡は受け付けており、必要に応じてサービスを提供します。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。 また、営業日以外の日も必要に応じてサービスを提供します。
サービス提供時間	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分 土曜 午前8時30分から午後12時30分 24時間連絡は受け付けており、必要に応じてサービスを提供します。

(5) 事業所の職員体制

	職務内容	人員数・体制
管理者 (看護師)	主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	1名
看護職員 (看護師・准看護師)	看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。	常勤換算 2.5名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。	業務の必要性 に応じて雇用
事務員	診療報酬・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) サービス従事者の禁止行為

- ① 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはそのご家族等を行う迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

診療報酬で設定されている基準額は別表料金表の通りです。利用者ごとに定められた負担割合により基準額の1割または2割の料金を請求いたします。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。また、公費負担医療制度の利用により自己負担額は異なります。

4 その他の費用について

死後の処置 5,000 円+税

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額は別表の定めのあるサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までにお届けします。
②利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 内容を確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。) ウ

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。利用者と契約を締結し、訪問看護計画または介護予防訪問看護計画を作成した後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護等のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・長期間サービスをお休みになられる場合は、再開時同じ曜日や時間帯でサービスを提供できない場合があります。
- ・雪や台風等による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合があります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
【虐待防止に関する責任者： 管理者 笹井 大輔 】
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受入れます。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束の適正化について

事業者は、お客様等の生命・身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急ややむを得ない理由を記録します。

- ・身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束適正化のための指針を整備しています。

9 感染症対策について

事業者は職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 か月に 1 回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

10 業務継続計画の策定等について

事業者は感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとし、

12 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

事業所は以下の損害賠償保険に加入しています
 保険会社名：一般財団法人 全国訪問看護事業協会
 保険名：訪問看護事業者賠償責任保険
 保障の概要：身体障害・財物損壊・人格権侵害・管理受託物・初期対応費用・被害者治療費等

13 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に関係する容体の変化などがあつた場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があつた際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。また、管理者は職員に対し事実関係の確認を行います。
- ② 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行います。
- ③ 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
- ④ 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。

【事業内容】

訪問看護・介護予防訪問看護（介護保険）

本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 香川県 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

【緊急時の連絡先】

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
居宅介護支援事業所 担当者 連絡先		

事業者 住所 香川県仲多度郡多度津町堀江 4-6-12
 法人 株式会社Faro（ファーロ）
 事業所 訪問看護ステーション カーサ
 管理者 笹井 大輔 印
 説明者 _____ 印